

## 「富山で産業観光見学！」誘致事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人とやま観光推進機構（以下「機構」という。）が富山県の産業観光の活性化及び推進に寄与するため、県内合宿等の際、県内の産業観光施設を1箇所以上見学する県外大学等の学生・生徒で構成する部・クラブ等に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校及び中等教育学校の後期課程
- (2) 部・クラブ等 部、クラブ、サークル、ゼミナール等
- (3) 合宿等 宿泊施設に宿泊してスポーツ活動や文化活動の練習等を行うもの。
- (4) 産業観光施設 「富山産業観光図鑑2019（平成31年1月、富山県商工会議所連合会発行）」及び「富山県産業観光ガイド（平成29年4月、富山県商工会連合会発刊）」に掲載の施設等

(助成金の交付対象となる県内合宿等)

第3条 助成金の交付対象となる県内合宿等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内で2泊以上すること。
- (2) 県内合宿等に参加した県外大学等の学生・生徒の県内宿泊人数（県内の宿泊施設に宿泊した県外大学等の学生・生徒の人数に、県内における宿泊日数を乗じて得た数をいう。）が、50人泊以上であること。

(助成金額等)

第4条 助成金額は、県内の産業観光施設を1箇所以上見学した県外大学等の学生・生徒の実人数に500円を乗じて得た額とする。

2 助成総額は、年間100万円を超えない範囲内の額とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、「富山で産業観光見学！」誘致事業助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を実施の1箇月前までに機構に提出しなければならない。

- 2 申請書には、申請者名のレターヘッドが入り、全日程を明記した県内合宿等日程表、県内合宿等に参加する県外大学等の学生・生徒(うち県内の産業観光施設を1箇所以上見学するもの)の名簿を添付するものとする。

(交付の条件)

第6条 助成金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同一の部・クラブ等が、同一の産業観光施設を複数回にわたって見学する場合、当該産業観光施設については年間1回までを交付対象とすること。
- (2) 機構が交付する富山県内産業観光推進事業助成金との同時利用は、認めないこと。

(交付の決定)

第7条 機構は、助成金の交付申請があったときは、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、申請者に文書で通知するものとする。

(遂行状況の報告)

第8条 機構は、助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)に対し、必要があると認めるときは、助成事業の遂行の状況を報告させることができる。

- 2 前項の場合において、機構は、助成事業者が提出する報告により、交付決定の内容及びこれに付した条件に従って助成事業が遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該助成事業を遂行することを指示することができる。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成事業の成果を記載した「富山で産業観光見学！」誘致事業実績報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)を速やかに機構に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第10条 機構は、助成金に係る事業の実績報告があったときは、報告書等の書類の内容の審査及び必要に応じ現地調査を行い、適当と認めるときは助成金の額を確定し、助成事業者に文書で通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 機構は、助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

(細則)

第12条 この要綱に定めのないものについては、機構が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成30年度分の助成金から適用する。

この要綱は、2019年度分の助成金から適用する。

平成29年5月10日制定  
平成30年4月2日一部改正  
令和元年5月1日一部改正